

議案第10号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・非常勤特別職の報酬の見直しを行う。

2 改正内容

- ・各種委員の報酬を、日額 2,500 円から 3,000 円へ増額する。
- ・監査委員報酬を日額から月額へ改定する。
- ・人権教育推進員及び生活指導員の月額報酬を増額する。

3 附則

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会委員	〃 3,000円
略	
人権センター運営審議会委員	〃 3,000円
隣保館運営審議会委員	〃 3,000円
防災会議委員	〃 3,000円
公害苦情相談員	〃 3,000円
総合計画審議会委員	〃 3,000円
農業後継者選考委員会委員	〃 3,000円
人権教育推進員	月額 146,100円
生活相談員	〃 146,100円
農村地域工業導入促進審議会委員	日額 3,000円
部落差別撤廃及び人権擁護審議会委員	〃 3,000円
略	

選挙管理委員会委員	〃 2,500円
略	
人権センター運営審議会委員	〃 2,500円
隣保館運営審議会委員	〃 2,500円
防災会議委員	〃 2,500円
公害苦情相談員	〃 2,500円
総合計画審議会委員	〃 2,500円
農業後継者選考委員会委員	〃 2,500円
人権教育推進員	月額 145,500円
生活相談員	〃 145,500円
農村地域工業導入促進審議会委員	日額 2,500円
部落差別撤廃及び人権擁護審議会委員	〃 2,500円
略	

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。